

★「介護保険のしおり」変更箇所

①2025年4月1日～ 制度改正により所得区分の要件に変更があります。
介護保険料の所得段階を決定する際の基準額である80万円が80万9千円に変更されます。
なお、保険料率、保険料額の変更はありません。

【変更箇所】

○30、31ページ

変更前		変更後	
合計所得金額※2 (特別控除後※3) － 課税年金所得額※4 ＋ 課税年金収入額※5	80万円以下	80万9千円以下	80万9千円以下
	80万円超120万円以下		80万9千円超120万円以下
	120万円超		120万円超
合計所得金額※2 (特別控除後※3) － 課税年金所得額※4 ＋ 課税年金収入額※5	80万円以下	80万9千円以下	80万9千円以下
	80万円超		80万9千円超

○33ページ

変更前			変更後			
生活保護受給者等 老齢福祉年金受給者		第1段階	生活保護受給者等 老齢福祉年金受給者		第1段階	
合計所得金額 － 課税年金所得額 ＋ 課税年金収入額 (特別控除後)	80万円以下		80万9千円以下	80万9千円超 120万円以下		
	80万円超 120万円以下					第2段階
	120万円超					第3段階
	80万円以下					第4段階
	80万円超	第5段階 (基準額)				

②2024年7月15日～ 南大谷の住所表記に変更があります。

ページ	箇所	変更前	変更後
43	所在地	南大谷あんしん相談室 南大谷205-1-2	南大谷あんしん相談室 南大谷4-7-23

③2024年8月5日～ 厚生労働省通知により、事業名称に変更があります。

ページ	箇所	変更前	変更後
27	総合事業の構成	①介護予防・日常生活支援サービス事業	①サービス・活動事業

④2024年12月2日～ 必要なものに変更があります。

ページ	箇所	変更前	変更後
8	必要なもの	第1号被保険者・・・介護保険被保険者証・健康保険被保険者証の写し 第2号被保険者・・・健康保険被保険者証の写し	介護保険被保険者証 ※第1号被保険者および要介護(要支援)認定を受けている第2号被保険者